

## 韻鏡諸本の一瞥

三 沢 諄 治 郎

(1)

近年来、訓点資料の発掘と考察とに基礎づけられて、国語史の上の漢語の語相に重要な価値を認め、いわゆる「字音史」の研究が有力となり、その研究と密接な関係にあるものとして〔韻鏡〕が活用せられるという傾向を見つつあることは甚だ愉快的な現象である。ことばの外形を歴史的に正確に捉えるということは難事中の難事であると思うが、今、日本語の中の漢語彙、ひいて漢字音の音価をつきとめようとするには極めて周到な用意と博搜とが必要であらうし、そのためには新進気鋭の士の精力的な奮闘を期待して止まない。

韻鏡はわが国で700年間も保存せられ、学者に親炙せられたものだが、元来が中国の音韻史的産物であるが故に、その構成志向の正確な把握はなかなか出来ず、空しく何百年かを蒙昧のうちに過ごしたと云って差支えなからう。然し、日本の漢語、これを構成する漢字音は、その韻鏡と離るべからざる関係の潮流の中に並立しているものである事は動かすことの出来ぬものがあり、ただ、それへの的確な理解接触が成立せねば、これまた空しく隣家の食卓を遠方から眺める程度の結果にしかならないであろう。だが、今やその境地を乗り越えて、然るべき差別点と共通点とを設定し、深くこまかく掘り下げることに依って両国ともに利得するところ少なからぬものがあるであろうと云う地点にまで達したようだ。

それには「日本韻学史」の頑丈な建立と「中国語音史」の発達との二本の太柱が確固たる地位を占めねばなるまい。而して前者は常に後者と対照せられて学問的な解釈のもとに歩々を進めて行くべきであらう。

ここに記述しようとするのは極めて旧式な前近代的な韻学史の一片に過ぎないものであるけれども、われわれの祖先の残してくれた韻鏡の諸本の大略を通覧して、近世300年の間において先人たちが韻鏡に就いてどのような誤りを犯して来たかを捕捉しようというので、この誤りを知ることによって再び前轍を踏まぬように心がけると共に誤りの因をなす所を明らかにして、できるならばそれが何故に誤られたかの原理を省察したいと思うのである。

こうした仕事に関しては、既に馬淵博士が「韻鏡校本と広韻索引」の中の第3部に『韻鏡諸本考』と題して詳述せられており、今、同じようなことについて述べるに当ってはなるべく重複を避け、少しく足場を更えて若干の事実に一瞥を与えて見たいと思うのである。

## (2)

近世に入って真先に最も通俗的な流布本と見なされるのは〔寛永5年本〕の韻鏡であろう。室町時代に〔享禄本〕〔永禄本〕(1564)が刊行せられてから江戸時代に入ると寛永3年(1626)に〔韻鏡切要抄〕同4年に〔韻鏡開奩〕が出て韻鏡の解説的役目を担ったが韻鏡の本図そのものの刊行は〔寛永5年本〕に譲っている。つまり当初は韻鏡の解説と本図とは別々に刊行せられたわけで、その後〔頭書韻鏡〕や〔韻鏡遮中抄〕(1663)が出て本図と共に注釈が行なわれ、追々この傾向が盛んになって行くのであるが、その間数多い韻鏡の諸本が世にあらわれ、それらには何らかの特色或は欠陥と云うべき諸点があった。そうした現象を辿って見るとこれら諸本相互の系統というものも看取せられるわけで、前記馬淵博士の叙述はその道筋に沿ってなされたのである。そこで此処では比較的世に知られている次の7カ条を検して見ることにする。

- 序例中(〔二冬韻〕)と誤っていること。
- 十六通撰名に○又は□を施すこと。
- 宕撰を(〔岩撰〕)と誤っていること。

- 臻撰を内転としたこと。
- ((藍))字の位置を誤っていること。
- 庚韻の等位を誤ったこと。
- ((大字韻鏡))について。

## (3)

◎序例中((二冬籟))と誤っていること。

韻鏡刊本のうち活字を用いた〔慶長本〕には活字組版にあり勝ちな誤植があり、注意して用いねばならぬ性格のものであるが、その中で最も目に立つのは序例中の((二冬韻))が((二冬籟))と誤られ、又下記の((藍))字の定位が誤られていることである。慶長本以前の韻鏡として、写本には〔嘉吉本〕があり、刊本には〔享禄本〕〔永禄本〕があるが、これらは何れも右のような誤りはないから、この件に限り〔慶長活字本〕の誤植と断定することができる。これに次いで所謂〔元和本〕の第1種(有界本)もまたこの誤りを継承している。(藍字については後に云う。)いわゆる元和本はこの点から云って慶長活字本を底本としたと見られるが版そのものは活字版ではなくて整版である。而して此の有界本の野界を削り去った第2種本(無界本)では若干のチェックが行なわれたと見えて〔二冬韻〕という正体に復している。この第2種本は馬淵博士考の32頁に

○もう一種の序例に界行なく、毎転標韻に傍かなのあるものは現存するかいなか不明である。『古活字版の研究』にも記事なく、亀田先生のかかれたもののなかにもみえない。

と記されたもので、世に稀なことと察せられるが、幸にして筆者の架上にも一本在り、就いて見るに、馬淵博士考の33頁に見える比較表と大体一致する。ただし、4番目の「背」を第2種本に「昔」に似た形で出ているが、原本によれば紛れもない「背」字で少しく歪んで書かれているに過ぎない。

ここで此のいわゆる〔元和本〕について一言すると、前記した通り〔韻鏡

切要抄〕は寛永3年に刊行せられたものとするがその中に

○内転唯開ノ九ノ中ニ第二十七ノ歌ノ韻ヲ新刊ノ本ニハ合ト為ス、此ノ本不正ナリ。其ノ故ハ戈ハモト合ナルガ故ニ灰桓モ亦合ナリ。歌ハ自ラ開ナルガ故ニ哈寒モ亦開ナリ。此ノ故ニ故本ニハ又開トナス。然ラバ新刊ノ本、開ニ直スベキナリ。又、内転唯合ノ七ノ中ニ於テ、第三十八転ノ侵ノ韻ニオク所ノ字ヲ見ルニ皆コレ唯開ノ字ナリ。故本ニモ亦唯開ナリ。然ラバ新刊ノ本不正ナルカ、追テ之ヲ勘ヘヨ。(45丁ウ)

という記事があり、歌韻を合とし、侵韻を合としたいいわゆる〔新刊本〕を斥非している。切要抄の選者によれば、第27転（歌韻）は音理から云って開が正しく、故本もそうになっている。又、第38転（侵韻）は音理から云って開が正しく、故本もそうになっているというのである。すると此処には書誌の上から二つの問題が提起せられることになる。

(1) 彼のいわゆる「故本」というのは何を指しているか。即ち第27転も第38転も開となっている書は何かということ。

(2) 同じように「新刊本」と称せられている書は何かということである。次に表で示すと、

	(第27転)	(第38転)
七音略韻鑑	重中重(開)	重中重(開)
慶長活字本	合	合
信転書写本	開	合
嘉吉本	合	合
享禄刊本	合	合
永禄刊本	合	合
元和本	合	合
切要抄の説(寛永3年刊)	開	開
寛永5年本	開	開

つまり切要抄以前にはその説と合致するものは見えないからその「故本」とは既に亡佚して伝わらないものかも知れない。尤も〔七音略韻鑑〕の重中重

を「開」と考えて之を故本と呼んだと取られぬこともないが、それには説明の語が甚だ足りない。又、2年後の〔寛永5年本〕にいたって切要説と合致するのは寛永5年本が切要説に依って改めたと見るのが順序であろう。後出の諸本も大概第27転を開としている。

次に切要抄が「新刊本」としてその非を指摘しているのは何書であろうか。切要抄と最も近い年代のもので第27・第38転共に合としているのは実に此のいわゆる〔元和本〕の他は見えない。元和10年の2月が即ち寛永元年であるから寛永3年の切要抄から見て此れを新刊本と呼ぶことに無理はないように思う。そんなところから近来寛永刊かと疑われて来たこの第1種・第2種本を元和末（或は寛永初め）のものと見るのが妥当であろうと思う。切要抄の原本は渋表紙・大幅・寛永流の字体・丈夫な紙質などで正に元和末か寛永初頭の刊本であろうことが推察せられる。以上何れも今のところ疑問の域を出ない件である。

#### (4)

◎十六通撰名に○又は□を施すこと。

室町時代の刊本〔享禄本〕・〔永禄本〕には十六通撰名の記入がない。従ってこの系統に属する〔貞享2年本〕にも一切記入は見えない。通撰名を本図に記入した初見は〔寛永5年本〕である。その形式は、内転のみ通撰名を○で囲み、外転は囲まないのが原則であった。但し、これには唯一つの例外がある。即ち外転である所の「江撰」が内転例と同様に○で囲まれていることである。これは何故であろうか。思うに後代の等韻図である所の〔切韻指掌図〕・〔四声等子〕・〔切韻指南〕などで後代的に江撰が内転の「宕撰」に吸収せられているところから来た結果であろうと察せられるが、時代の推移と共にその音質が「通撰」から離れて次第に「宕撰」に近づくようになった「江撰」の特異性を示して有意義であると思う。以下、内転の撰名だけを○又は□で囲んだ諸本には例外なく江撰が囲まれている。これは恐らく中

型本の〔寛永5年本〕又は大型本の〔明暦本〕の姿を無批判的に踏襲したのであろう。

この○□の施し方については幾種かの型があり、拾いあげて見ると、

- (イ) 全摂名に対し、内転・外転に拘らず□又は○を施したのものとしては、〔古版遮中抄〕・〔新版遮中抄〕・〔韻鏡易解〕・〔韻鏡詳解評林〕・〔易解大全〕・〔韻鑑古義標註〕・〔寛保2年本〕などがある。
- (ロ) 反対に、全摂名は記入しているが一切□又は○を施さぬものとしては、〔合類韻鏡〕・〔磨光韻鏡〕などがある。
- (ハ) ○□の施し方に例外あるもの。(今、便宜上○を( )で、□を〔 〕で代記する。)

(a) 大体、内転に□を施したが

〔果〕は第28転のみ、第27転には枠を施さず、内転の止摂だけ○で囲み、宕摂の第32転には摂名が脱している。外転には枠を施さぬのが多いが、江摂、咸摂の第39転だけに□がある。臻摂の第20転にも摂名が脱している。(以上明暦本・寛文2年本)

(b) 大体(a)と同じだが、(止)の内第9転だけに枠がなく、(宕)の第32転にも枠がない。(寛文11年、韻鏡指南抄)

(c) 内転の大部分を○で囲み、例外として遇摂の第11転、曾摂の第43転に枠がなく、又、外転の江摂・蟹摂第13転、山摂第23転、咸摂第41転を○で囲んでいる。(秘伝袖中抄)。

(d) 通・江・止・遇・宕・曾の各摂を白抜字とし、果摂第28転は白字、止摂第5転から10転までを白字とし、その外、宕摂第32転が枠なしの黒字など複雑な分別を行なったもの(元禄9年本)。

(e) 原則的に全摂名を□で囲み、例外として咸・曾の両摂に枠のないもの(袖中秘伝抄)。

(ニ) 全部の摂名が斉しく白抜字であるもの(韻鏡諸抄大成)。

右について按ずるに、

▶〔嘉吉本〕には果摂の第27転だけを外転としている。

- ▶ 乾隆本七音略に宕摂第31転だけを外転としている。
- ▶ 梗摂の第36転，咸摂の第39転だけに枠を施した理由は不明である。
- ▶ 遇摂の第11転，曾摂の第43転だけ枠を削った理由も明らかでない。
- ▶ 殆ど全摂名に枠がありながら咸摂・曾摂だけに枠のない理由も明らかでない。

## (5)

◎宕摂を「岩」摂と誤記したこと。

これは全く無智から来た誤記というより外はない。恐らく〔宕〕→〔𪛗〕→〔岩〕という経路を辿ったものであろう。この誤りの初見は〔明暦本〕の3第1転である。この本の版刻は〔享禄本〕の系を引いているから、もと摂名は無かったのをあとから摂名だけ嵌めこんだもので、その時に誤ったと思われる。

この誤りは6年後の〔寛文2年本〕に引きつがれ、更に約30年後の〔易解〕も誤っているのは、沙門盛典の名に対し惜しまれる所だが、なお23年後の〔易解大全〕では流石に「宕」と訂正されている。

大字韻鏡の部類に属し〔寛文2年本〕の直系と見られる〔元禄9年本〕も「岩」と誤記し〔諸抄大成〕〔寛保2年本〕も同じ誤りをうけついでいる。

これらは何れも韻鏡の盛行につれて複製が書肆の手で専行せられたために、この醜態を残したものだろうと思われる。

## (6)

◎臻摂を内転としたこと。

韻鏡の第17, 18, 19, 20転のいわゆる「臻摂」は従来「外転」とせられて来たのを、特に「内転」と改めたのは大田嘉方の〔韻鏡指南抄〕(1671)の本図〔訂正韻鏡〕を始祖とする。嘉方は明の〔音韻日月灯〕によってかく改

めると公言しており、以降の諸本もこれに影響せられて「内転」としたものが多い。

その中に在って「外転」の古記を守ったのは

- ▶ 〔貞享2年本〕(1685刊。享禄本の重刷)
- ▶ 毛利貞斎の〔韻鏡秘訣袖中抄〕(1695)
- ▶ 作者不明の〔韻鏡詳解評林〕(1702)
- ▶ 河野通清の〔韻鑑古義標註〕(享禄本の系統) (1726)
- ▶ 釈文雄の〔正字磨光韻鏡〕(1754)

の5種である。そのうち〔享禄本〕系の2書が「外転」を伝えたのは当然ともいべきだが貞斎は前著の〔韻鏡秘訣袖中抄〕(1695)では「外転」としながら、20年後の〔韻鏡袖中秘伝抄〕では「内転」に変わっている。それは釈文雄の〔磨光韻鏡〕の前著で「内転」としたに拘らず10年後の〔正字磨光韻鏡〕では「外転」に引き戻したのと全く逆な態度である。貞斎の前著に附した〔字子集〕には臻撮が内転とあって本図のそれと一致しないのも不体裁だが、新著の方の〔字子集〕は前著の版をそのまま流用したので偶然本図と一致するという馬鹿々々しい結果にもなっている。尤も中国の張麟之以来「内転・外転」の解は渺々しくなかったので、〔磨光韻鏡〕以前の諸家があればこれと右往左往したのも無理からぬことであろう。

結局、作者は不明だが仏家の作と見られる〔韻鏡詳解評林〕がよく古形を伝えていることは多とすべきである。

## (7)

◎「藍」字の定位を誤ったこと。

これは(1)の項で触れたように〔慶長活字本〕の第40転・平声・来母に在るべき「藍」字が日母に誤植せられたのをそのまま踏襲し無反省な出版をしたもので、(1)に掲げた

- ▶ 元和本(第1種) (第2種)



▶寛永5年本

もこれを継承し、同系統の模刻本

▶寛永21年本

▶正保2年本

■も同様である。

その後、大田嘉方の

▶古版遮中抄（1663）

▶新版遮中抄（1687）

も共に同じような誤りを犯しているが、同人の著といわれる

▶韻鏡指南抄（本図は訂正韻鏡，1671）が誤りを正しているのは年代の上から不可解である。思うに古版の〔遮中抄〕は大田嘉方自身の著であるが（七音総括図・六対12反切など古版と〔指南抄〕と同一揆），新版は古版からすれば24年後の版であって恐らく他人の手（多分子息の大田富任か）に成ったものであろう。<sup>注</sup>即ち新版〔遮中抄〕は〔指南抄〕を問題とせず専ら古版の方に倣ってこの誤りを重ねたのであろうか。

〔指南抄〕で訂正せられて以来、「藍」字の定位を誤らぬようになった。その系を辿って見ると、

▶慶長活字本……

▶元和本……

▶寛永5年本，21年本，正保本……

▶遮中抄（古版も新版も）

ということになる

## （8）

◎庚韻母の等位を誤ったこと。

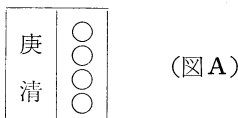
韻鏡第33・34の両転における「庚韻」の小韻の定位が，2等・3等にまた

注(1) 拙著『韻鏡諸本並関係書目』p.20，『広韻字母集』の項参看。

がるものであることは〔広韻〕の韻母を検して図上に配当して見れば一目して明らかなのであるが、迂濶にも庚韻母の名を図上の2等にのみ配し、3等・4等に「清韻母」を記入した諸本がある。これは平声について云ったのであるが、上声・去声・入声とも之に準ずる。

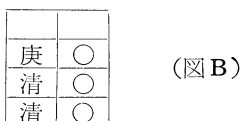
この誤りを犯した最初と見られるのは西村重慶の〔合類韻鏡〕(1687)であり、又、より多く合類韻鏡を藍本とした積文雄の〔磨光韻鏡〕(1744)・〔正字磨光韻鏡〕(1754)もまたこの誤りにおち入っている。

これに反し、その等位を正しく明示した諸本としては大田嘉方の〔韻鏡指南抄〕(1671)・新版〔遮中鈔〕(1687)がある。其他の諸本は



の如き形式の記載なので、1・2・3・4等の境界がはっきりせず、正とも不正とも断じかねるけれども、同時に、このままである方がむしろ解釈のしように妥当性を示しているということもできる。

然るに例えば〔磨光韻鏡〕の如く、等位に境界線を施し、各等に一々韻母名を配して、



のように韻母を定着してしまうと、1等空白、2等庚韻、3等清韻、4等清韻ということになる。ところが定位に置かれた小韻(反切の代表字)を〔切韻〕や〔広韻〕などの韻書で検すると、2等3等の字は何れも庚韻母に属し、4等の字が清韻母に属しているのである。この「庚韻母」所属の反切については清代の学者陳澧がその〔切韻考〕において、韻書では同じ庚韻母に属していても仔細に検すると之を2種に分別することが出来、それが恰も「庚韻母」の2等所属のものとは3等所属のものとは分かれることを声明している。その趣旨を酌んで、韻母の2等を庚韻母、3等を京韻母、4等を韻羣

母という風に分ける人もある。

現代に入ると大島正健博士の〔韻鏡音韻考〕(1912)でも庚韻に対しては〔磨光〕と同じように2等「庚」、3等・4等「清」の形をとっているが、これは元来、博士の所説は〔磨光韻鏡〕を出発点としている所から来た結果であって、音韻考の系に立つ〔韻鏡新解〕や〔改訂韻鏡〕では従来 of 諸本の示したような韻母の置き方即ち(図A)の形をとっているので問題から外れることになる。

## (9)

◎大字韻鏡について。

韻鏡のテキストの中に〔大字韻鏡〕と呼ばれる一類がある。これはその序例を大型の文字で掲げているところから来た形式上の俗称と思われるが、今〔元禄書目〕を検すると、

▲韻鏡＝大字，改正，小本，袖珍，中字。

などの種類を掲げており、従ってこれはテキストの正名ではないので、今、目睹した諸本のうち序例を大字で出したものを挙げてみると、

- (イ) 寛文2年本(1662)
- (ロ) 改字韻鏡(？)
- (ハ) 元禄6年本(1693)
- (ニ) 元禄9年本(1696)
- (ホ) 寛保2年本(1742)

などがある。その書名と特色とを見ると、

- (イ) 題箋不明。序例は大字で訓点が無い。書目に〔大字韻鏡〕というのは専ら此の書を指すか。未だ確証がない。
- (ロ) 目睹本は題箋が破損しているが「改字韻鏡」と読まれる。内容は(イ)と同じ。
- (ハ) 題箋不明、序例に訓点あり、見返しに「新号<sub>2</sub>校正韻鏡」の句あり。

(二) 題箋不明，見返しに「訂正韻鏡」とあり。

(三) 題箋「新刊改字，校正韻鏡」。序例に分段がある。

(四) 題箋および見返しに「新彫校正韻鏡」とあり。序例に文段あり。

等々甚だ混沌たるものであるが分類上からはこれらが皆〔大字韻鏡〕と呼ばれて然るべきものであろう。ただ各書にそれぞれ多少の特色があり，その度ごとに書名も〔校正韻鏡〕〔訂正韻鏡〕などの別があるが，年を逐い手を変えて訂正・校正が施されて行くわけでそれぞれの書名は何れもその含みをもつものと云うべきだろう。(12, 27, 1968)